

専決処分の報告について

令和 5 年度燕・弥彦総合事務組合一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 5 月 24 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

令和 5 年度燕・弥彦総合事務組合一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度燕・弥彦総合事務組合の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により上記のとおり専決処分とする。

令和 6 年 3 月 28 日 燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力